様式第一号の五中「第19条の６の２」の次に「、第19条の24の２の６」を加え、同様式備考１中「型式検定」の次に「「検査業者検査員研修」」を加え、同様式備考２中「登録型式検定機関」の次に「、登録検査業者検査員研修機関」を加える。

様式第二号中「第19条の７」の次に「、第19条の24の２の７」を加え、同様式備考中「登録型式検定機関」の次に「、登録検査業者検査員研修機関」を加える。

様式第三号中「第19条の７」の次に「、第19条の24の２の７」を加え、同様式備考１中「登録型式検定機関」の次に「、登録検査業者検査員研修機関」を加える。

様式第四号中「第19条の８」の次に「、第19条の24の２の８」を加え、同様式備考１中「型式検定」の次に「「検査業者検査員研修」」を加え、同様式備考２中「登録型式検定機関」の次に「、登録検査業者検査員研修機関」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の下欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、この省令による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第十九条の二十四の二の五第一項から第三項まで及び第十九条の二十四の二の七の規定は適用しない。

旧研修告示第三条第三号の指定	新登録省令第十九条の二十二第二項第一号の登録
旧研修告示第五条第三号の指定	新登録省令第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する新登録省令第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録
旧研修告示第七条において読み替えて準用する旧研修告示第五条第三号の指定	新登録省令第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録
旧研修告示第九条において読み替えて準用する旧研修告示第五条第三号の指定	新登録省令第十九条の二十二第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録
旧研修告示第十一条において読み替えて準用する旧研修告示第五条第三号の指定	新登録省令第十九条の二十二第六項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録
旧研修告示第十三条において読み替えて準用する旧研修告示第五条第三号の指定	新登録省令第十九条の二十二第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録
旧研修告示第十五条において読み替えて準用する旧研修告示第五条第三号の指定	新登録省令第十九条の二十二第八項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録

2　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる研修を修了した者は、それぞれ同表の下欄に掲げる研修を修了した者とみなす。

旧研修告示第一条の研修	新登録省令第十九条の二十二第一項第一号の研修
旧研修告示第三条の研修	新登録省令第十九条の二十二第二項第一号の研修
旧研修告示第五条の研修	新登録省令第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する新登録省令第十九条の二十二第一項第一号の研修
旧研修告示第七条において読み替えて準用する旧研修告示第五条の研修	新登録省令第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修
旧研修告示第九条において読み替えて準用する旧研修告示第五条の研修	新登録省令第十九条の二十二第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修
旧研修告示第十一条において読み替えて準用する旧研修告示第五条の研修	新登録省令第十九条の二十二第六項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修
旧研修告示第十三条において読み替えて準用する旧研修告示第五条の研修	新登録省令第十九条の二十二第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修
旧研修告示第十五条において読み替えて準用する旧研修告示第五条の研修	新登録省令第十九条の二十二第八項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表一労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の項中

第十九条の二十の規定による帳簿の保存

を

第十九条の二十四の二の九第一項の規定による財務諸表等の備置き
第十九条の二十四の二の十三第一項の規定による帳簿の保存
第十九条の二十四の二の十三第二項の規定による帳簿の保存

に改める。

別表第二労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の項中

第一条の九の規定による帳簿の記載
第十九条の二十四の二の十三第一項
第十九条の二十四の二の十三第二項

を

第十九条の二十の規定による帳簿の保存

に改める。